

中小企業者の事業経営に関する相談

経営
相談

いずれも予約制となっていますので、事前にご連絡ください。

中小企業者の皆様が、日頃、事業経営を行ううえで抱えている諸問題に対して、専門の中小企業診断士による相談を無料で行っています。

- **窓口相談** 商工観光課に専用の相談窓口を設け、相談を行っています。
 - **曜日・時間** 祝日を除く月曜から金曜日（9:00～17:00 最終回は16:00）
 - **回数** 年度内原則4回まで
- **訪問相談** 区が委嘱した中小企業診断士が、事業所を訪問し、現場を確認したうえで、相談、アドバイスを行います。
 - **回数** 年度内原則3回まで（創業相談では訪問相談は行っていません）

詳しくは、千代田区ホームページまたは以下までお問い合わせください。

予約・問合せ：商工観光課経営相談・融資担当 ☎5211-4344

◎関係官公署

○東京信用保証協会

☎ 3272-3151 〒104-8470 中央区八重洲2-6-17

※東京信用保証協会八重洲支店は令和5年5月8日(月)に中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE 12階へ移転予定。移転後 ☎6264-1830

○財東京都市中小企業振興公社

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

☎ 3251-7886 〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎

○東京都千代田都税事務所

☎ 3252-7141(代) 〒101-8520 千代田区内神田2-1-12

○東京法務局

☎ 5213-1234(代) 〒102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

他機関の金融相談窓口 ※詳しくはそれぞれの機関にお問合せください。

○東京都産業労働局 金融部 金融課

<https://www.sangyo-road.metro.tokyo.lg.jp/>

☎ 5320-4877 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階

○日本政策金融公庫

<https://www.jfc.go.jp/>

国民生活事業（東京支店）

☎ 0570-031227 〒100-0004 千代田区大手町1-9-4（大手町ファイナンシャルシティノースタワー）
（ナビダイヤル）

国民生活事業（上野支店）

☎ 0570-032371 〒110-0015 台東区東上野2-18-10（日本生命上野ビル）
（ナビダイヤル）

○東京商工会議所 千代田支部

<https://www.tokyo-cci.or.jp/chiyoda/>

☎ 5275-7286 〒101-0051 千代田区神田神保町3-19 ダイナミック・アート九段下ビル

○まちみらい千代田 産業まちづくり事業

<https://www.mm-chiyoda.or.jp/>

☎ 3233-7558 〒101-0054 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクウェア4階

千代田区

商工融資あっせん制度のご案内

<令和5年度版>

千代田区では、区内中小企業の振興を図るため、中小企業者の事業経営の安定向上を目的とした融資あっせん制度を設けています。

千代田区商工融資あっせん制度は、金融機関から融資を受けることが困難な中小企業者の方を対象に、企業の実力と信用で資金調達ができるようになっていただくため、千代田区、東京信用保証協会並びに指定金融機関の三者の協調により、融資をあっせんする制度です。区が利子の一部を負担するので、低利の融資を受けることができます。

【申込み予約のお願い】

申込み受付時に中小企業診断士が経営アドバイスを行っております。このため、お電話で申込み日時のご予約をお願いします。

【予約・申込み・問合せ先】

千代田会館（8階）

商工観光課経営相談・融資担当

〒102-0074

千代田区九段南 1-6-17

TEL 5211-4344

FAX 3261-5908

<http://www.city.chiyoda.lg.jp>



千代田会館

商工観光課は区役所向かいの千代田会館8階です。
エレベーターで8階へ、出て左に進んでください。
<交通機関>地下鉄「九段下駅」下車 4番出口より徒歩5分

お知らせ

○区推進施策に取り組む事業所への優遇 8ページをご参照ください。

① 仕事と家庭の両立支援

「とうきょう次世代育成サポート企業」登録を行った者、区「次世代育成支援行動計画策定奨励金」の交付決定者など

② 「千代田エコシステム」への参加推進

「千代田エコシステム（CES）」の認証取得事業者

1. 千代田区商工融資あっせん制度資金一覧

【令和5年4月1日現在】

資金名	代表者区分(※)	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間	返済方法	保証料補助																																																																																																																		
① 営業資金	区民	1,800万円以内	2.0%以下	0.8%	1.2%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	元金均等割賦返済	—																																																																																																																		
	一般	1,300万円以内		0.3%	1.7%以下				② 設備資金	区民	2,000万円以内	0.8%	1.2%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	一般	1,500万円以内	0.3%	1.7%以下	③ 小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内	1.6%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	一般	650万円以内	0.5%	1.5%以下	④ 地球温暖化環境対策特別資金	区民	1,000万円以内	1.7%	0.3%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	一般	0.6%	1.4%以下	⑤ 団体資金		3,000万円以内	0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	⑥ 年末特別資金	区民	400万円以内	1.9%以下	1.5%	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	—	全額補助	一般	0.5%	1.4%以下	—	年末特別資金受付期間：令和5年10月20日(金)～11月24日(金)									⑦ 起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,000万円以内	★	⑧ 小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								(1)小口営業資金	区民	1,800万円以内	1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般	1,300万円以内	0.4%	1.4%以下	★	(2)小口設備資金	区民	2,000万円以内	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	1,500万円以内	0.4%	1.4%以下	★	(3)小口小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内	1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	650万円以内	0.5%
② 設備資金	区民	2,000万円以内		0.8%	1.2%以下	据置6か月以内を含む 7年以内																																																																																																																				
	一般	1,500万円以内		0.3%	1.7%以下				③ 小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内	1.6%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	一般	650万円以内	0.5%	1.5%以下	④ 地球温暖化環境対策特別資金	区民	1,000万円以内	1.7%	0.3%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	一般	0.6%	1.4%以下	⑤ 団体資金		3,000万円以内	0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	⑥ 年末特別資金	区民	400万円以内	1.9%以下	1.5%	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	—	全額補助	一般	0.5%	1.4%以下	—	年末特別資金受付期間：令和5年10月20日(金)～11月24日(金)									⑦ 起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,000万円以内	★	⑧ 小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								(1)小口営業資金		区民	1,800万円以内	1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般	1,300万円以内	0.4%		1.4%以下	★	(2)小口設備資金		区民	2,000万円以内	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	1,500万円以内	0.4%	1.4%以下	★	(3)小口小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内	1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	650万円以内	0.5%	1.3%以下	★					
③ 小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内		1.6%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内																																																																																																																				
	一般	650万円以内		0.5%	1.5%以下				④ 地球温暖化環境対策特別資金	区民	1,000万円以内	1.7%	0.3%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	一般	0.6%	1.4%以下	⑤ 団体資金		3,000万円以内	0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	⑥ 年末特別資金	区民	400万円以内	1.9%以下	1.5%	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	—	全額補助	一般	0.5%	1.4%以下	—	年末特別資金受付期間：令和5年10月20日(金)～11月24日(金)									⑦ 起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,000万円以内	★	⑧ 小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								(1)小口営業資金		区民	1,800万円以内	1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般		1,300万円以内	0.4%		1.4%以下	★	(2)小口設備資金		区民	2,000万円以内	1.1%	0.7%以下		据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般		1,500万円以内	0.4%	1.4%以下	★	(3)小口小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内	1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	650万円以内	0.5%	1.3%以下	★												
④ 地球温暖化環境対策特別資金	区民	1,000万円以内	1.7%	0.3%以下	据置12か月以内を含む 7年以内																																																																																																																					
	一般		0.6%	1.4%以下		⑤ 団体資金		3,000万円以内	0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	⑥ 年末特別資金	区民	400万円以内	1.9%以下	1.5%	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	—	全額補助	一般	0.5%	1.4%以下	—	年末特別資金受付期間：令和5年10月20日(金)～11月24日(金)									⑦ 起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,000万円以内	★	⑧ 小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								(1)小口営業資金	区民	1,800万円以内		1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般	1,300万円以内	0.4%		1.4%以下	★		(2)小口設備資金	区民	2,000万円以内		1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般		1,500万円以内	0.4%	1.4%以下		★	(3)小口小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内	1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	650万円以内	0.5%	1.3%以下	★																								
⑤ 団体資金		3,000万円以内	0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内																																																																																																																					
⑥ 年末特別資金	区民	400万円以内	1.9%以下	1.5%	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	—	全額補助																																																																																																																		
	一般			0.5%	1.4%以下			—																																																																																																																		
年末特別資金受付期間：令和5年10月20日(金)～11月24日(金)																																																																																																																										
⑦ 起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助																																																																																																																		
	一般	1,000万円以内						★																																																																																																																		
⑧ 小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。																																																																																																																									
	(1)小口営業資金	区民	1,800万円以内	1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助																																																																																																																	
		一般	1,300万円以内		0.4%	1.4%以下			★																																																																																																																	
	(2)小口設備資金	区民	2,000万円以内		1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内		全額補助																																																																																																																	
		一般	1,500万円以内		0.4%	1.4%以下			★																																																																																																																	
	(3)小口小規模企業特別資金(営業)(設備)	区民	900万円以内		1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内		全額補助																																																																																																																	
一般		650万円以内	0.5%		1.3%以下	★																																																																																																																				

(※) 代表者区分の「区民」とは、個人事業主で住所も千代田区の場合、または法人で代表者の住所が千代田区の場合に適用します。それ以外は「一般」となります。

★⑦起業資金は東京都制度「創業融資」、⑧小口資金は東京都制度「小規模企業向け融資(小口)」の要件を満たす方は、東京都の信用保証料補助(⑦起業資金は3分の2、⑧小口資金は2分の1)を受けられる場合があります。

特例措置等については7ページをご覧ください。

(注)責任共有制度

保証協会と金融機関とが適切な責任の共有を図ることを目的とした制度で、①～⑥の資金については、保証協会の保証割合が原則として「8割」となり、残りの「2割」は金融機関がリスクを負担します。ただし、⑦⑧の資金については、責任共有制度対象除外となるため、保証協会が「全額保証」します。

◎連帯保証人

- ・法人の場合は、原則としてその代表者以外の連帯保証人は不要です。
- ・個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要です。

◎保証料補助

区の信用保証料補助の対象となる資金については、後日(融資実行後概ね3か月程度)、金融機関を通じて振り込みされます。なお、区の保証料補助を受けた資金について、繰上償還(借り換えを含む)による信用保証料の返戻金がある場合は、必ず区に返納していただきます。このため、信用保証協会に対し、返戻額の確認を行わせていただきます。また、返納が行われない場合は、今後の融資あっせん申込みを受け付けられません。

2. 経営サブリ資金(小規模事業者)

●対象者：区制度融資対象者のうち小規模事業者。店舗改装、多角化、販路開拓、新製品・新技術の開発、経営合理化、DX化など、経営を活性化させるような取り組みを行うための資金が必要な方。

●実施期限：令和6年3月31日融資実行分まで

●資金使途：運転資金・設備資金 借換え不可(令和4年度実施の事業応援特別資金(小規模事業者)からの借換えは可ですが、詳しくは下記担当へお問い合わせください。)

●融資条件：

摘要制度	融資限度額	代表者区分	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間(据置)	信用保証料補助
責任共有制度対象	1,000万円	区民	2.0%以下	1.8%	0.2%以下	6年以内(6か月以内)	全額補助
		一般		0.7%	1.3%以下		なし
責任共有制度対象外		区民	1.8%以下	1.7%	0.1%以下		全額補助
		一般		0.7%	1.1%以下		なし

※小規模事業者とは従業員数が20名(卸売、小売、サービス業の場合は5名)以下の事業者の方をいいます。

※責任共有制度対象外の場合はセーフティネット第4号の認定取得が必要です。

※申込時に中小企業診断士の面談(経営相談)を受けていただきます。

●必要書類：9ページ「8.あっせん申込みに必要な書類」のほか、この資金で実施する予定の事業計画書(様式は区HPからダウンロードできます。簡単なものなので、申込み時に窓口で記入することも可能です。)

(注) 利用は1回限り。申し込み時に責任共有制度対象・対象外を選択が必要です。

■電話にて予約をお取りください。 経営相談・融資担当 5211-4344

3. 借換一本化資金(小規模事業者)

●対象者：区制度融資対象者のうち小規模事業者。但し、既に借入している区制度融資(団体資金及び年末資金を除く)の融資残額を1件以上返済するとともに、新たな資金調達をして一本化する場合に利用できる資金。

●実施期限：令和6年3月31日融資実行分まで

●資金使途：運転資金

●融資条件：

摘要制度	融資限度額	代表者区分	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間(据置)	信用保証料補助
責任共有制度対象	2,000万円	区民	2.0%以下	1.3%	0.7%以下	10年以内(なし)	なし
		一般		0.5%	1.5%以下		なし
責任共有制度対象外		区民	1.8%以下	1.1%	0.7%以下		なし
		一般		0.3%	1.5%以下		なし

※小規模事業者とは従業員数が20名(卸売、小売、サービス業の場合は5名)以下の事業者の方をいいます。

※責任共有制度対象外の場合はセーフティネット第4号の認定取得が必要です。

※返済対象資金が、元金返済開始から1年未満でも利用が可能です。

※責任共有制度対象資金を対象外資金で借り換えることはできません。

●必要書類：9ページ「8.あっせん申込みに必要な書類」

(注) 利用は1回限り。申し込み時に責任共有制度対象・対象外を選択が必要です。

■電話にて予約をお取りください。 経営相談・融資担当 5211-4344

4. ご利用できる方

以下の条件を満たしている方（ただし、起業資金は除きます。）

- ①中小企業信用保険法に定める中小企業者で
ア. 法人の場合：区内に本店（本店登記かつ営業実態が同一場所にある事）を有していること
イ. 個人事業者の場合：区内に主たる事業所（事業実態が同一場所に有ること）を有していること
※個人事業で不動産賃貸業を営む場合は、原則として自宅を主たる事業所とみなします。
- ②区内において引き続き1年以上、事業を営んでいること。バーチャルオフィスの方は利用できません。
※法人の場合、千代田区における会社設立日又は千代田区への移転日として登記簿に記載されている日から起算します。
- ③最近1年間に納付すべき事業税・住民税を完納していること
- ④東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ⑤資金使途がはっきりしていること（見積書・決算書・試算表等で資金使途が確認できることが条件）

※利用できない方

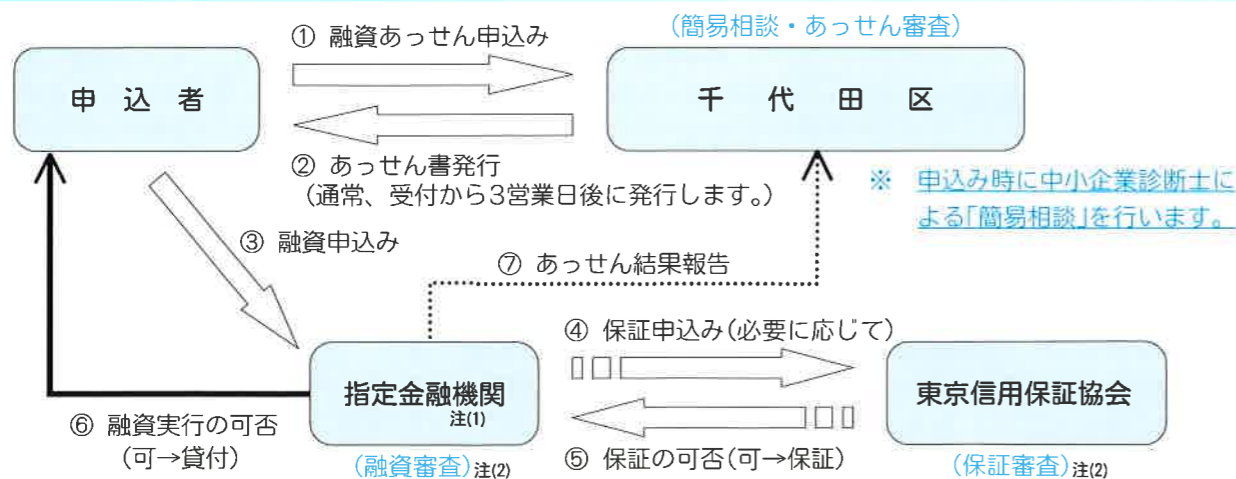
- ①本店登記が千代田区にあっても、1年以上の営業実態が千代田区にない方、又は営業実態が確認できない方
- ②金融業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、宗教法人、学校法人、社団法人、財団法人（医業の場合を除く）等を営んでいる方
- ③資金使途が税金の支払い・債務の補填・生活資金・住宅資金・投機資金・出資金・株券その他の有価証券の取得金等事業資金以外の方。資金使途が不明確、または確認できない方
- ④千代田区商工融資の「町会・商店街振興組合加入企業の優遇措置」を利用中に町会等を退会し、その事実が確認された時点から1年を経過していない方
- ⑤暴力団、暴力団員等及び暴力団が経営を支配していると認められる関係等を有している方

※ご利用時の注意点

- ◎利子補給は、次のいずれかに該当した場合は終了します。
 - ①千代田区外に転出した時
 - ②事業をやめた時
 - ③代位弁済になった時
 - ④返済条件の変更等により利用している資金の融資期間を超えた時
 - ⑤「町会・商店街振興組合加入企業の優遇措置」を利用した方が町会等を退会した時
- ◎住所、代表者名等が変わった場合には金融機関を通じて速やかに報告してください。
- ◎起業資金については、融資実行後概ね6か月が経過した時点で、中小企業診断士による経営のフォローアップ診断を受けていただきます。

5. お申込みから融資まで

※申込日時のご予約をお願いします。TEL5211-4344



6. 信用保証協会の信用保証とは

信用保証協会は、真剣に事業経営に取り組んでいる中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、その借入金の債務を保証することにより、金融機関からの借入を容易にすることをねらいとした公的機関です。

保証にあたっては、①経営者の人物、②資金使途、③返済能力等が重視されます。したがって、保証協会の信用保証を受けるには、日頃から経営内容を十分把握し、帳簿等の整理をしておく必要があります。

7. 各資金の利用条件

※資金の利用については個別要件がありますので事前にお問い合わせください。

※特例措置等の詳細については、7ページをご覧ください。

営業資金

資金使途：商品材料仕入・外注費支払・従業員給料支払・買掛金決済・支払手形決済等

再利用：可能です。申込み時の残高を含めて融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

併用申込：可能です。ただし、以下の制限があります。

- ①小口営業資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が営業資金の融資限度額以内です。
- ②小口設備資金または設備資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

設備資金

資金使途：店舗の増改築・機械・営業用車両・備品等の購入資金（見積書が必要です。）

（注）既に支払済み、またはリースは融資あっせん対象となりません。設備の設置場所は原則として区内に限ります。なお、商業用乗用車は400万円を限度とします。

再利用：可能です。申込み時の残高を含めて融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

併用申込：可能です。ただし、以下の制限があります。

- ①営業資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。
- ②小口営業資金または小口設備資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

小規模企業特別資金

対象者：常時使用する従業員（アルバイト・パート等を含む。）が10名以下であることが確認できる者

資金使途：営業資金または設備資金に同じ

再利用：可能です。申込み時の残高を含め、融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

併用申込：可能です。ただし、小口小規模企業特別資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が小規模企業特別資金の融資限度額以内です。

団体資金

対象者：3ページ目の「4. ご利用できる方」にあてはまる中小企業者で構成された団体

資金使途：共同事業又は共同設備のための資金（いずれか一方）

申込方法：申込みにあたっては、法人の場合は代表理事、商店会（連合会）の場合は役員全員の連帯保証が必要です。（事業計画書・組合員（会員）名簿が必要です。）

年末特別資金

資金使途：営業資金に同じ（設備での利用はできません。）

申込期間：令和5年10月20日（金）～11月24日（金）

地球温暖化・環境対策特別資金

資金使 途：＜地球温暖化対策＞

- ①プラグインハイブリッド車・電気自動車への買い替え
- ②ISO14000シリーズの認証取得に要する資金
- ③省エネルギー・リサイクルの推進に要する資金
 - ア. 太陽エネルギー・新エネルギーシステムの導入
 - イ. 区内既築ビルの省エネ診断結果に基づく設備改修
- ④ヒートアイランド対策の推進に要する資金
 - ア. 上・壁面・敷地緑化の導入
 - イ. 高反射率塗料の導入
 - ウ. 日射調整フィルム等の導入
 - エ. ミスト噴煙装置の導入

＜環境対策＞

- ⑤公害防止に要する資金
- ⑥バリアフリー化に要する資金
- ⑦アスベスト対策に要する資金
- ⑧屋内喫煙所設置に要する資金

(注) ③イ・④⑧については、千代田区の助成金等支給者に限り、ご利用可能です。

再 利 用：できません。但し、⑦アスベスト対策の場合のみ申込み時の残高を含め、融資限度額内で合計2口までの申込みが可能です。

起業資金

* お申込みにあたり、経営相談員との面談を重ねながら起業計画書を作成していただきます。融資実行後概ね6か月が経過した時点で、中小企業診断士による経営のフォローアップ診断を受けていただきます。

対 象 者：当該事業（保証対象事業に限る）に着手していることが明らかで、次のいずれかに該当する方。起業前の場合は、原則として1か月以内に新たに個人で、または、2か月以内に新たに会社を設立しようとする具体的計画を持つ方。

＜起業前＞

- ①事業を営んでいない個人で、この融資と同額以上の自己資金及び事業に必要な知識・技能を有し、千代田区内ではじめて起業しようとするもの。
- ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立して、起業しようとするもの。但し、中小企業者である会社が新たに設立する会社の筆頭株主となること。

＜起業後＞

- ③事業を営んでいなかった個人が起業して1年未満のもの。
- ④会社が自らの事業の全部または一部を継続しつつ新たに設立した会社で起業し、起業後1年未満のもの。ただし、会社が新たに設立する会社の設立時から筆頭株主となっていること。

融資限度額：上記区分ごとに ① 2,000万円以内 ②・④ 1,500万円以内 ③ 2,500万円以内
※代表者区分が「一般」の方は1,000万円以内となります。ただし、町会加入企業等の優遇措置をご利用の方は1,500万円までご利用できます。

資金使 途：起業するために必要な営業資金・設備資金（設備資金については見積書が必要です。）

申 込 方 法：経営相談・融資担当（☎5211-4344）にご予約ください。

ご予約の際に、利用要件の詳細についても説明させていただきます。

小口資金 【国の全国統一の制度（小口零細企業保証制度）適用資金】

対 象 者：次の①及び②を満たす方。

- ①次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項に定めるもの。
 - ア. 常時使用する従業員が20人（卸売業、小売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの。
 - イ. 事業共同小組合であって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行うものであるもの。
 - ウ. 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。
 - エ. 特定事業を行う協同組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。
 - オ. 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。

(注) 特定非営利活動法人（NPO法人）は利用できません。

②新規申込み分を含め、信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下のもの。

融資限度額：2,000万円（利用中の保証付融資残高も含めて）

[申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認のうえお申込みください。](#)

返 済 方 法：分割返済（元金据置期間は6か月以内）

ただし、融資期間が6か月（小口＜設備資金＞の場合は12か月）以内の場合は、一括返済とすることができます。

融 資 形 式：証書貸付としますが、1年以内の場合は手形貸付、6か月以内の場合は手形割引または電子記録債権割引とすることができます。

○小口＜営業資金＞

資金使 途・再 利 用：営業資金に同じ

併 用 申 込：可能です。ただし、以下の制限があります。

- ①営業資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が営業資金の融資限度額以内です。
- ②小口設備資金または設備資金との併用の場合には、それらの申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

○小口＜設備資金＞

資金使 途・再 利 用：設備資金に同じ

併 用 申 込：可能です。ただし、小口営業資金、営業資金または設備資金との併用の場合には、それらの申込み額合計（融資残高も含む）が設備資金の融資限度額以内です。

○小口＜小規模企業特別資金＞

対 象 者：小口資金の融資対象者で、かつ **小口資金** 対象者①のアからオの従業員数等について、それぞれ10人以下のもの

資金使 途・再 利 用：小規模企業特別資金に同じ

併 用 申 込：可能です。ただし、小規模企業特別資金との併用の場合には、双方の申込み額合計（融資残高も含む）が小規模企業特別資金の融資限度額以内です。

特例措置等について

1. 経営安定化支援特例措置

1ページの資金のうち①～③（営業資金・設備資金・小規模企業特別資金）を利用する場合、次のいずれかに該当すれば以下のとおり利子補給率や信用保証料補助を優遇します。

- (1)中小企業信用保険法第2条第5項第1号～4号または6号（セーフティネット）の認定取得事業所
 - (2)同法第2条第5項第5号（不況業種）または同号で適用される指定業種以外の業種を営む事業所で、売上高等の状況が第5号の認定基準を満たす事業所
- ※(1)については責任共有制度対象除外（信用保証協会の保証は10割）、(2)については責任共有制度対象（信用保証協会の保証は8割）となります。

【令和5年4月1日現在】

	資金名	代表者区分	融資限度額 [万円以内]	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間 (据置)	返済方法	保証料補助
①	営業資金	区民	1,800	2.0% 以下	1.3%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	元金均等割賦返済	全額補助
		一般	1,300		0.6%	1.4%以下			全額補助
②	設備資金	区民	2,000		1.3%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内		全額補助
		一般	1,500		0.6%	1.4%以下			全額補助
③	小規模企業特別資金 (営業・設備)	区民	900		1.7%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内		全額補助
		一般	650		0.7%	1.3%以下			全額補助

●各資金の利用口数制限の範囲内で利用できます。

2. 借換制度（既存資金の借換一本化）

既に借入している区制度融資の融資残額の返済を条件とした融資（新たな資金調達を含めて一本化）です。これにより、毎月の返済額の負担を軽減します。

- ①利用対象資金：営業資金、小規模企業特別資金（営業）、小口営業資金、小口小規模企業特別資金（営業）
- ②返済対象資金：団体資金及び年末資金を除く全ての資金。ただし、原則として元金返済開始より1年以上経過していること。また、責任共有制度【対象】資金を【対象除外】資金で借り換えることはできません。
- ③資金用途：運転資金のみ（設備資金は不可）
- ④利用方法：異なる金融機関本支店間の借換の場合は、返済対象機関の同意が必要です。
- ⑤据置期間：ありません。

3. 町会・商店街振興組合等団体加入企業の優遇措置

代表者区分が「一般」の方でも、既に引き続いて6か月以上区内の町会または商店街振興組合・千代田区商工業連合会に加入しており、引き続きその活動にご協力いただける企業等を対象に、融資限度額に限り代表者区分「区民」と同額（起業資金は1,500万円）までご利用いただけます。申込み時に町会・商店街振興組合等の会費の領収書等で加入状況を確認させていただきます。

ただし、この優遇措置を利用中に企業等が町会・商店街振興組合等を退会した場合には、本優遇措置を利用した資金の利子補給を終了し、退会の事実が確認された時点より1年間は商工融資あっせん制度を利用できなくなります。

※融資限度額のみの特例措置です。利子補給率についての優遇はありません。

※優遇措置の対象となる団体については、区のホームページでご確認ください。

4. 災害対策特例措置

区内で発生する小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業者を対象にした特例措置です。

- ①利用対象資金：営業資金、設備資金、小口営業資金、小口設備資金
- ②資金用途：ア. 火災、風水害及び大規模事故等による被害の復旧に要する資金
イ. 耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修に要する資金
- ③融資限度額：利用対象資金の範囲内
- ④利用口数：1口

- ⑤利子補給率：ア. 営業資金、設備資金
・代表者区分が「区民」の場合……1.6%
・代表者区分が「一般」の場合……0.5%
イ. 小口営業資金、小口設備資金
・代表者区分が「区民」の場合……1.5%
・代表者区分が「一般」の場合……0.5%

- ⑥信用保証料：代表者区分が「区民」の場合は全額補助
代表者区分が「一般」の場合は、小口営業資金・小口設備資金に限り、東京都の信用保証料補助（2分の1）を受けられる場合があります。

5. 千代田区が推進する施策に取り組む事業所に対する優遇措置

仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等に積極的に取り組む区内中小企業者及び千代田区が推進する環境マネジメントシステム（千代田エコシステム）の認証取得事業者には、以下のとおり利子補給率を優遇します。

	仕事と家庭の両立支援	「千代田エコシステム」への参加推進
必要要件	次のいずれかに該当すること ①「とうきょう次世代育成サポート企業」の登録を行った者 ②「次世代育成支援対策推進法の規定による厚生労働大臣の認定（くるみん認定またはトライくるみん認定）」を取得した者 ③千代田区子育て推進課が実施する「次世代育成支援行動計画策定奨励金」の交付決定を受けた者 ④千代田区国際平和・男女平等人権課が実施する、仕事と家庭の両立支援にかかる助成金・奨励金の交付決定を受けた者	「千代田エコシステム（CES）」の認証取得事業者 ※「千代田エコシステム（CES）」とは、国際規格であるISO14001をもとに千代田区が独自に構築した、環境配慮行動を促進するための仕組みです。 詳しくは区の環境政策課（TEL 5211-4253）または（一社）千代田エコシステム推進協議会（TEL 5211-5085 https://chiyoda-ces.jp/ ）へお問い合わせください。
融資条件	①利用対象資金： 営業資金、小規模企業特別資金（営業） ②資金用途： 運転資金 ③融資限度額： 利用対象資金の範囲内 ④利用口数： 1口（再利用不可） ⑤利子補給率： ア 営業資金 ・代表者区分が「区民」の場合……1.0%（本人負担利率1.0%以下） ・代表者区分が「一般」の場合……0.5%（本人負担利率1.5%以下） イ 小規模企業特別資金（営業） ・代表者区分が「区民」の場合……1.7%（本人負担利率0.3%以下） ・代表者区分が「一般」の場合……0.6%（本人負担利率1.4%以下） ⑥信用保証料： 利用資金が小規模企業特別資金（営業）で、代表者区分が「区民」の場合に限り全額補助。	
必要書類	9ページ「8. あっせん申込みに必要な書類」のほか、「とうきょう次世代育成サポート企業」登録申請受付受理書、「くるみん認定またはトライくるみん認定」を受けたことがわかる書面、千代田区発行の交付金・助成金等の交付決定通知書などの写し。	9ページ「8. あっせん申込みに必要な書類」のほか、「CES認証書」の写し。

8. あっせん申込みに必要な書類

必要書類は審査後、あっせん書と一緒に返却しますので原本をお持ちいただけます。

法人の場合

個人の場合

- ①千代田区商工融資申込書
- ②法人事業税納税証明書（ただし0円の場合は、法人住民税納税証明書）又は、法人住民税・事業税領収証書
いずれも都税事務所発行のものがが必要です。
- ③確定申告書・決算書（税務署受付印のあるもので、付属明細書・内訳書を含む）
ただし決算後6か月を越えている時は、前期の決算後から最近3か月以内までの試算表または前々期の確定申告書・決算書も必要です。
- ④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、3か月以内発行のもの）
初回申込み（過去5年間申込みがない場合を含む。）又は登記内容に変更がある場合のみ。
- ⑤見積書（資金使途が設備関係申込みの場合のみ必要。コピーでも可。）
業者の記名・社印があり発行後3か月以内かつ有効期間内のもので、納品場所又は施工場所の住所が明記してあるもの。
注）申込みできる金額は、見積書合計金額の範囲内です。設計図・カタログ等が必要な場合があります。

- ①千代田区商工融資申込書
- ②特別区民税・都民税納税証明書又は、特別区民税・都民税領収証書（千代田区が発行した最新のもので全て納付済のもの）
千代田区在住の方：
特別区民税・都民税納税証明書（又は非課税証明書）
千代田区外在住の方：
特別区民税・都民税（事務所・事業所分）納税証明書（又は非課税証明書）
- ③確定申告書・決算書（税務署受付印のあるもの）
ただし7月以降に申込みの場合は、最近3か月以内までの試算表または2年分の確定申告書・決算書が必要です。
- ④見積書（資金使途が設備関係申込みの場合のみ必要。コピーでも可。）
宛先は屋号を記載、業者の記名・社印があり発行後3か月以内かつ有効期間内のもので、納品場所又は施工場所の住所が明記してあるもの。
注）申込みできる金額は、見積書合計金額の範囲内です。設計図・カタログ等が必要な場合があります。

上記の他申込みに必要な書類

- ★代表者区分が「区民」の場合（いずれか1つ）：
代表者の住民票・印鑑証明書・千代田区国民健康保険証・運転免許証等住所を確認できるもの
- ★町会・商店街振興組合等加入企業の優遇措置を利用する場合：
町会費等の領収証（直近6か月分）または町会・商店街振興組合等加入証明書等
- ★区内営業年数が2年未満で初回申込みの場合：
賃貸借契約書等で、1年以上の営業実態を確認できる書類（転貸の場合は本契約・転貸契約・家主の同意書の3点が必要）
- ★資金使途が建物改修や建物附属設備費用の場合：
建物の登記簿謄本、その他（お問い合わせください）
- ★異なる金融機関本支店間の借換特例を利用する場合：
返済対象となる金融機関の同意書
- ★経営安定化支援特例措置を利用する場合：
中小企業信用保険法第2条第5項第1号～6号の規定に基づく認定書、または最近3か月及び前年同期の試算表等
- ★起業資金を申込み場合：
起業計画書、課税証明書、納税証明書、見積書等経営相談員との面談で準備・作成した書類
- ★団体資金を申込み場合：
事業計画書、組合員（会員）名簿
- ★地球温暖化・環境対策特別資金を申込み場合：
資金使途により異なりますので、お問い合わせください。
- ★設備資金・小口設備資金の災害対策特例措置（耐震改修）を利用する場合：
耐震診断結果報告書、見積書、設計図等

※上記以外にも、審査の過程で必要な書類を提出していただく場合があります。

9. 千代田区商工融資取扱金融機関

（令和5年4月1日現在）

金融機関名	所在地	電話
みずほ銀行*	麴町支店	麴町3-2
	東京中央支店	大手町1-5-5
	九段支店	神田神保町2-4
三菱UFJ銀行	麴町中央支店	麴町4-1
	神田支店	神田鍛冶町3-6-3 神田駅前支店内
三井住友銀行	麴町支店	麴町6-6-2
	神田支店・神保町支店	神田小川町3-12
	丸の内支店	丸の内3-4-2
りそな銀行	神田支店	神田須田町1-1-4
きらぼし銀行	神田中央支店	神田小川町3-3
	神田支店	神田小川町3-3 神田中央支店内
東日本銀行	飯田橋支店	富士見1-3-11
朝日信用金庫	豊島町支店	東神田2-1-2
	神田小川町支店	神田小川町3-1
	法人営業部	岩本町3-6-12
興産信用金庫	本店	神田紺屋町41
	神保町支店	神田神保町1-40
	秋葉原支店	外神田4-9-8
	飯田橋支店	飯田橋1-7-10
東京シティ信用金庫	市ヶ谷支店	五番町5
芝信用金庫	秋葉原支店	神田松永町19
東京東信用金庫	神田支店	神田須田町1-26
西武信用金庫	神田支店	神田司町2-2
城南信用金庫	神田支店	神田須田町1-8-4
	神田支店	神田神保町3-1 九段支店2階に一時移転中
城北信用金庫	九段支店	神田神保町3-1
全東栄信用組合	神田支店	内神田1-6-10
文化産業信用組合	本店営業部	神田小川町3-6-1
中ノ郷信用組合	本店	神田神保町1-101
第一勸業信用組合	三崎町支店	神田三崎町2-17-7
	秋葉原支店	外神田3-6-4

※千代田区商工融資の取扱金融機関は、上記のとおり支店まで指定しています。

*印の金融機関は別店舗で受付をしています。まず、お電話で連絡をしてください。